

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例案要綱

1 制定の理由

幼稚園と保育園を一体的に運営している市立施設（通称名：にこにこ園）が市内に4か所（土山、大原、油日、信楽）あり、今般、信楽幼稚園・信楽保育園の移転新築に併せて、当該4園について、子どもや保護者のニーズにより応えられ、効果的・効率的な運営ができる学校と児童福祉施設の位置づけをもつ幼保連携型認定こども園とするため、甲賀市立幼保連携型認定こども園条例を制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) 設置目的について規定することとします。

【第1条関係】

(2) 名称及び位置について規定することとします。

【第2条関係】

(3) 事業内容について規定することとします。

【第3条関係】

(4) 入園資格について規定することとします。

【第4条関係】

(5) 保育料及び利用者負担額について規定することとします。

【第5条及び第6条関係】

(6) 延長保育の実施等について規定することとします。

【第7条～第9条関係】

(7) 保育短時間認定を受けた者に係る延長保育の実施等について規定することとします。

【第10条～第12条関係】

(8) 預かり保育の実施等について規定することとします。

【第13条～第15条関係】

(9) 利用者負担額等の減免及び還付について規定することとします。

【第16条及び第17条関係】

(10) 施設名称及び所在地について規定することとします。

【別表第1関係】

(11) 延長保育の実施施設について規定することとします。

【別表第2関係】

(12) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

【付則第1項関係】

(13) 「甲賀市立幼稚園条例（平成16年甲賀市条例第151号。以下「幼稚園条例」という。）を廃止することとします。

【付則第3項関係】

(14) 幼稚園条例の廃止に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととします。

【付則第4項～第6項関係】

3 その他

(1) 制定・改廃に伴う児童及び保護者への影響はありません。

(2) 予算に関しては、銘板等の必要最小限で対応できます。

(3) 開園・廃園に伴う県への届出等については可決後速やかに行います。

(4) 幼稚園条例廃止に係る市教育委員会への所定の事務手続きを行います。